

こどもまんなか  
こども家庭庁

# ヤングケアラー支援の現況

令和7年度

こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。（令和6年6月に法律を改正）

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



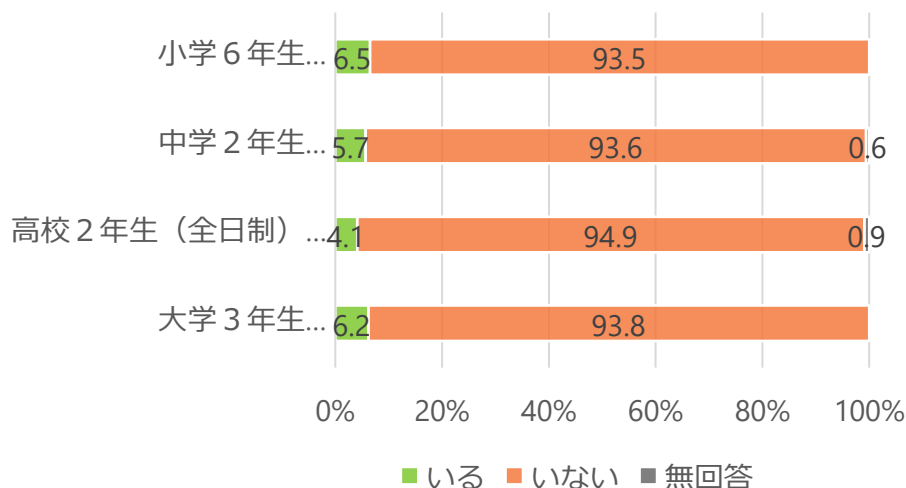
# ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

## 1 世話をする家族の有無

- 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

## 2 世話の対象者・世話による影響

|     | 世話を必要とする家族                                              | 世話のためにやりたいけれどできていないこと                               |
|-----|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 小学生 | ・「きょうだい」が最も高く、 <u>71.0%</u><br>※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9% | ・「特にない」が最も高く、 <u>63.9%</u><br>・次いで「自分の時間がとれない」15.1% |
| 中学生 | ・「きょうだい」が最も高く、 <u>61.8%</u>                             | ・「特にない」が最も高く、 <u>58.0%</u><br>・次いで「自分の時間がとれない」20.1% |
| 高校生 | ・「きょうだい」が最も高く、 <u>44.3%</u>                             | ・「特にない」が最も高く、 <u>52.1%</u><br>・次いで「自分の時間がとれない」16.6% |
| 大学生 | ・「母親」が最も高く、 <u>35.4%</u><br>※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%    | ・「特にない」が最も高く、 <u>51.9%</u><br>・次いで「自分の時間がとれない」20.1% |

# ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

## 現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

## 今後取り組むべき施策

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

# ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

## 法改正の経緯・概要

### 法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。
- しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。



### 法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

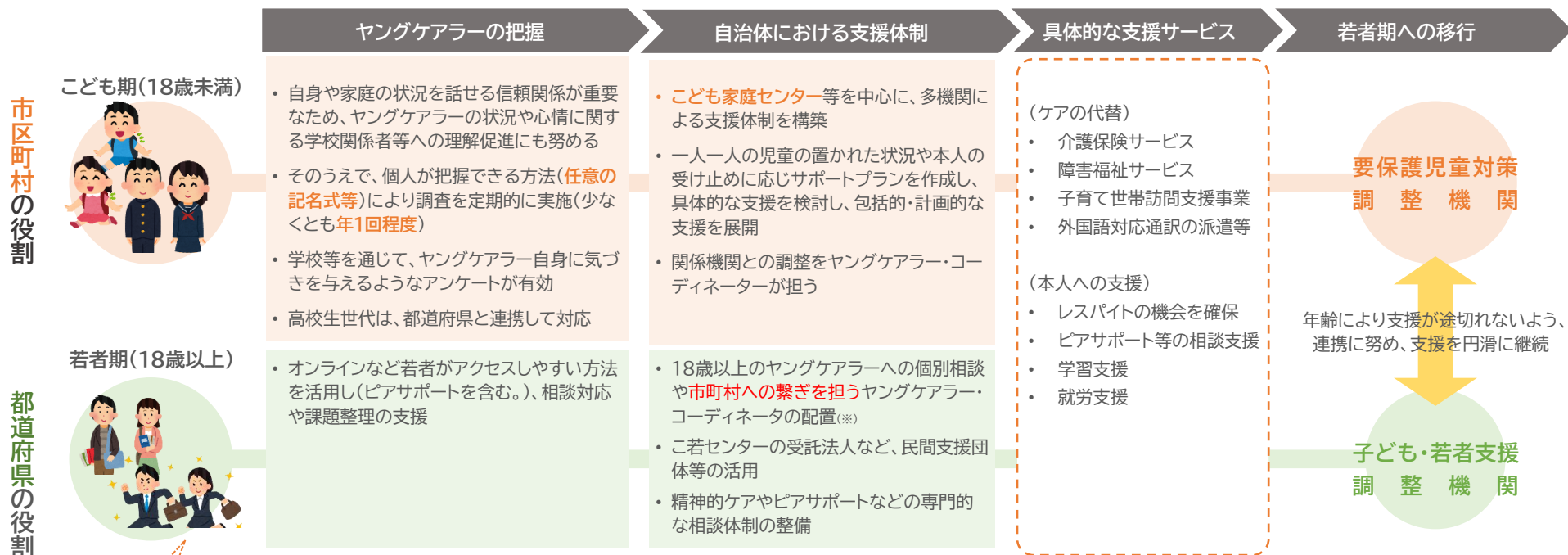


# 子ども・若者育成支援推進法の改正に伴う「ヤングケアラー支援の流れ」

## 定義

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に(※)行っていると認められる子ども・若者

- ※ こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかたりすることによって、負担が重い状態になっている場合
- ※ その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえ、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要



## 支援に当たって留意すべき事項

- ヤングケアラーへの支援は、家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる
- 外部サービス導入時は、家族全体の支援を意識し、丁寧な説明と理解を得て進める
- 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要  
(保護者の病気・障害によりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がいない世帯)

進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支える観点から、おおむね30歳未満を中心(状況に応じて40歳未満)も対象とする。

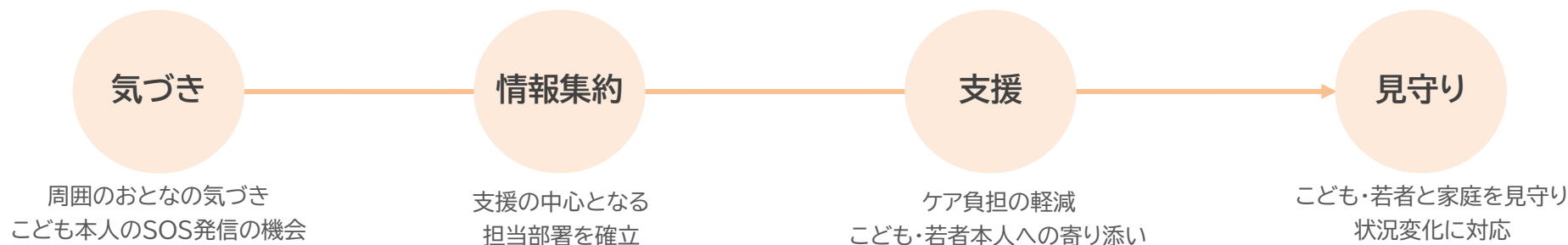
## 1. ガイドラインの概要

【成果物の公表】 令和7年4月

自治体におけるヤングケアラーの支援は、学校等と連携してヤングケアラーを把握し、ヤングケアラー本人や家族の状況に応じ支援につなげる必要があるところ、「発見・把握」、「アセスメント・支援方針の検討」、「支援の実施」、「フォローアップ」等のヤングケアラー支援の各段階において、自治体が体制構築に活用することのできるガイドライン(仮称)を策定。

※ ガイドラインは、担当部署をこども家庭センター(児童福祉機能)として記載をしているが、異なる部署が担当する場合であっても、読み替えてご活用いただけます

## 2. 内容



### 【ご覧いただきたいポイント】



ヤングケアラーの「把握」から「終結」に至るまでの、各段階で求められる取組やポイント



実態調査の促進にむけた、設問例や押さえてほしいポイント



ヤングケアラーの支援体制や、ヤングケアラー・コーディネーターに期待される役割



18歳未満のこどもの支援と若者世代への支援の違いや留意点、企業連携による就労支援等を紹介

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

- 子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記された。（令和6年6月5日成立、令和6年6月12日施行）
- また、施行通知※1では、**特に市区町村においては、支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるために、記名式など個人が把握できる方法**による実態調査を定期的（**少なくとも年に1回程度**）に行うことが重要としている。
- さらに、ヤングケアラーの把握と支援導入には、福祉・介護・医療・教育機関等の関係機関の職員によるアウトリーチとヤングケアラーへの理解促進が重要であり、ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、職員研修の積極的な実施が求められるところ。
- こうした取り組みを促進するため、実態調査や関係機関の職員（要対協、子若協の構成機関を含む）がヤングケアラーについて学ぶための研修等の実施に必要な経費の補助を行う。

※1 こども家庭庁HP参照 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>)

## 事業の概要

### ①実態調査・把握

市区町村は、ヤングケアラーを把握し具体的な支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、主に任意の記名式等個人が把握できる方法により調査を実施  
都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的として、介護・障害などのサービス事業者や支援者団体を対象として実態調査を実施

### ②関係機関職員研修

ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、子ども本人や保護者、関係機関※2、専門職員、支援者団体等を対象に、各地方自治体や教育委員会と連携して、ヤングケアラーの概念や早期把握の着眼点、把握後の対応方法についての研修を実施

※2 児童相談所、児童福祉施設、社会福祉協議会、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、医療機関、訪問看護・介護事業者、医療ソーシャルワーカー、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、地域包括ケアセンター、介護保険事業者、障害福祉サービス事業所、市町村保健センター、保健所、民生・児童委員、司法関係機関、日本語学習支援機関、民間団体等

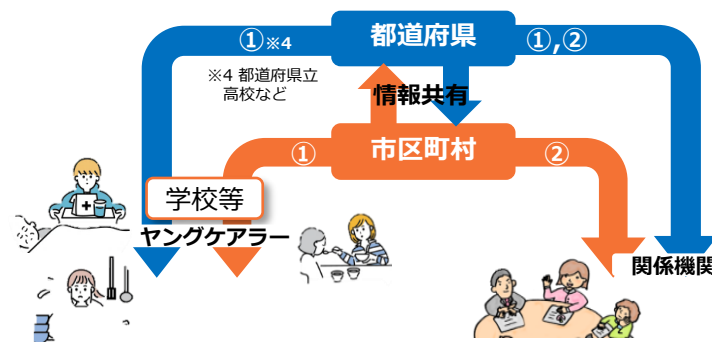
### ③実態調査スタートアップ加算 ※令和6年度補正予算計上

実態調査を定期的（少なくとも年に1回程度）に実施するには、自治体の負担軽減（調査コスト等）が不可欠であることから、実態調査の効率化に資する、自治体専用のWebフォーム作成や、調査結果に基づいて必要な支援がスムーズに行える仕組みの構築（例えば、特定の項目に該当するこどもの情報を学校とこども家庭センターで共有し、必要なサポートを提供するためのスキームの設計・開発等）を実施。

## 実施主体等

※3 下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

| 実施主体※3 |                                | 都道府県、市区町村      |              |          |
|--------|--------------------------------|----------------|--------------|----------|
| 実施事業   | 実施主体                           | 1 都道府県、指定都市あたり | 1 中核市・特別区あたり | 1 市町村あたり |
|        | ①実態調査・把握                       | 6,100千円        | 3,153千円      | 1,709千円  |
|        | ②関係機関職員研修                      | 4,174千円        | 2,484千円      | 1,812千円  |
|        | ③実態調査スタートアップ加算<br>※令和6年度補正予算計上 | 2,123千円        | 1,930千円      | 1,737千円  |
| 補助率    |                                | 国：2/3、実施主体：1/3 |              |          |





<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数（177億円の内数）

## 事業の目的

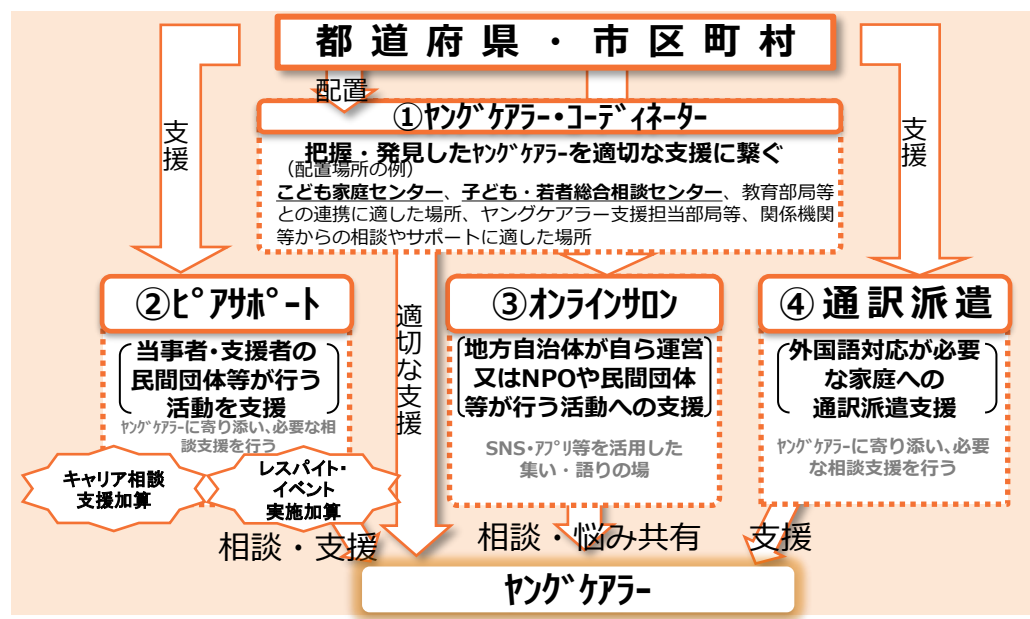
- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、地方自治体に必要な経費の補助を行う。

## 事業の概要

- ①ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として、ヤングケアラー・コーディネーターを配置  
⇒都道府県が、18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置（事業委託を含む）する場合、必要な経費の補助を行う。※令和6年度補正予算計上
- ②ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援  
⇒進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントの開催において、加算を行う。
- ③ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等
- ④外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等

## 実施主体等

| 実施主体 |                                                                  | 都道府県、市区町村            |                  |          |
|------|------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------|----------|
| 実施事業 |                                                                  | 1 都道府県、<br>指定都市あたり   | 1 中核市・<br>特別区あたり | 1 市町村あたり |
| ①    | ヤングケアラー・コーディネーターの配置                                              | 17,786千円             | 11,408千円         | 6,429千円  |
|      | 18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置<br>※令和6年度補正予算計上 | 7,896千円<br>(都道府県に限る) | —                |          |
| ②    | ピアサポート等相談支援体制の推進                                                 | 7,708千円              | 5,229千円          | 2,690千円  |
|      | キャリア相談支援加算                                                       | 6,078千円              | 4,052千円          | 2,026千円  |
|      | イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算                                            | 3,181千円              | 2,739千円          | 2,274千円  |
| ③    | オンラインサロンの設置・運営、支援                                                | 4,146千円              | 2,817千円          | 1,827千円  |
| ④    | 外国語対応通訳派遣支援                                                      | 7,920千円              | 5,280千円          | 2,640千円  |
| 補助率  |                                                                  | 国：2/3実施主体：1/3        |                  |          |



## 事業の目的

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和7年度予算 11百万円（11百万円）

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

## 事業の概要

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
  - ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
  - ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

地域ごとの当事者、支援者が相互に交流し、悩みや課題を共有できる機会を設けることで、全国的な相互ネットワークを形成し、ヤングケアラーの孤独・孤立の防止することにつながる。

## 実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）  
補助率：国（定額 10 / 10 相当）

<児童虐待防止対策推進事業委託費> 令和7年度予算：2.1億円（2.1億円）

## 事業の目的

- 全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、過去最多となっている。また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）**において、**体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんが月間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」**においては特に集中的に、**児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちばやく）」**、「**親子のための相談LINE**」、「**体罰等によらない子育て**」等をはじめとした**児童虐待防止**に関して様々な広報展開を行うことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども「**ヤングケアラー**」は、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあるが、家庭内のデリケートな問題に関わることで、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。**令和6年6月に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）**による改正後の子ども・若者育成支援推進法において、**国・自治体の支援対象にヤングケアラーが明記され、国及び地方公共団体は、国民の理解増進等のため必要な啓発活動を積極的に行うもの**とされている。本事業では、**令和4年度から令和6年度までの実施した認知度向上の集中取組期間における取組を踏まえ、更にヤングケアラーに対する理解や気づきにつながる様々な広報展開を行うことにより、ヤングケアラーの早期把握・支援につながる社会風土の更なる醸成を目的とする。**

## 事業の概要

### 〈広報啓発内容〉

- ☑ クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送
  - ☑ クリエイティブ（普及啓発動画）の制作、発信・展開
  - ☑ 特設ホームページの制作、コンテンツの追加・更新 等
- ※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。



令和6年度：制作クリエイティブ（参考）

## 実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

最新情報は、こども家庭庁のウェブページをご覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

こどもまんなか  
こども家庭庁